

様式3号（第6条関係）

年度〇〇地区協働・共汗道づくり基本協定書

延岡市（以下「甲」という。）と 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、〇〇地区において実施する協働・共汗道づくり事業について次のとおり、協定を交わすものとする。

（趣旨）

第1条 本協定は、延岡市協働・共汗道づくり事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、甲と乙とが協働・共汗して実施する〇〇地区協働・共汗道づくり事業（以下「本道づくり事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象区間及び工事）

第2条 本道づくり事業の対象区間は、採択された施工場所とし、工事の種類は、〇〇〇改良工事（以下「本工事」という。）とする。

（工事計画書）

第3条 甲と乙とは、本工事を実施する前に協議し、次に掲げる事項について記載した工事計画書を作成するものとする。

- (1) 工事期間
- (2) 工程表（施工手順及び方法を記入したもの）
- (3) 甲及び乙の現場担当者氏名及び緊急連絡先
- (4) 乙に属する者のうち工事に従事する者の名簿
- (5) 安全対策
- (6) 工事に必要な原材料等の種別及び数量
- (7) 工事に必要な機械等の種別及び数量

（施工管理）

第4条 甲及び乙は、本工事の実施に際し、安全対策に万全を図り、事故の防止に努めなければならない。

2 甲及び乙は、本工事について緊密に連携・協力し、前条に定める工事計画書に従い実施するものとする。

（完了確認）

第5条 本工事の完了後、乙は甲に完了届を提出するものとする。

2 前項の完了届の提出後、第3条第3号に定める甲及び乙の現場担当者の双方の立会いの下、本工事の完了確認を行うものとする。

(事業実施中の事故等)

第6条 本道づくり事業の実施に伴う事故については、甲の加入する「全国市長会」市民総合賠償補償保険を適用するものとする。

2 本道づくり事業の実施に伴う乙と第三者との紛議については、甲は乙に対し、紛議の解決に協力するものとする。

(協定の解除)

第7条 乙が、本協定に定める事項に違反したときは、甲は、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の処理)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙で協議して定めるものとする。

以上、協定の証として本書2通を作成し、各々記名押印し、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所 延岡市東本小路2番地1
延岡市
氏 名 延岡市長

乙 住 所
団 体 名
代表者氏名